

# 指定福祉用具貸与運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社岩多屋が開設する株式会社岩多屋福祉事業部 出雲（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社岩多屋福祉事業部 出雲
- 二 所在地 島根県出雲市長浜町659-21

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行い、自らも指定福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- 二 福祉用具専門相談員 常勤換算で2.0名以上  
福祉用具専門相談員は適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び指定福祉用具貸与計画の作成等を行うとともに、専門的知識に基づき相談に応じ運搬も行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。ただし、土曜日・日曜日・年末年始を除く。土曜日・日曜日・年末年始はガイダンスとするが、福祉用具の不具合、緊急時の引上げ等に対応する。

二 営業時間

午前8時10分から午後5時10分までとする。

(指定福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用できるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理等を行う。

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講ずる。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(取扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与において、取扱う種目は次のとおりとする。

一 車いす

二 車いす付属品

三 特殊寝台

- 四 特殊寝台付属品
- 五 床ずれ防止用具
- 六 体位変換器
- 七 手すり
- 八 スロープ
- 九 歩行器
- 十 歩行補助つえ
- 十一 認知症老人徘徊感知機器
- 十二 移動用リフト
- 十三 自動排泄処理装置

(利用料等)

第8条 福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 福祉用具貸与の利用料は1ヶ月単位とし、開始月及び終了月の利用料は次のとおりとする。

- 一 契約の開始日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料  
契約の開始日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2
- 二 契約の終了日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2  
契約の終了日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料
- 三 レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料

3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合には、利用者またはその家族に対して事前にかかる費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

2 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区別して保管する。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講ずる。
  - 3 事業所は利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 事業所は提供した指定福祉用具貸与に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(秘密保持等)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
  - 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(掲示及び目録の備え付け)

- 第14条 事業者は事業所の見やすい場所に運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 事業者は前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できることで、同行の規定による掲示に代えるものとする。
  - 3 事業者は利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料等必要事項を記載した目録等を備え付ける。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の従業者に対する周知徹底
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 福祉用具専門相談員等に対する虐待防止のための研修の定期的実施
- 四 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な項目を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 事業所は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

3 事業者は従業員に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示するものとする。

4 正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒まない。

5 利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、必要な措置を速やかに講ずる。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社岩多屋と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。